

大牟田市都市公園指定管理者募集要項

令和5年8月

大牟田市 都市整備部 都市計画・公園課

目次

1	対象施設の概要	1
2	指定管理者が行う管理の基準	1
3	指定管理者が行う業務の範囲	4
4	指定の期間	5
5	応募資格	5
6	共同企業体による指定申請及びその要件	6
7	提出書類	7
8	事業規模	8
9	リスク分担	10
10	指定管理者募集要項等の公表及び配布時期	11
11	現地説明会の実施	11
12	質問事項の受付	11
13	指定申請の方法、期間及び提出先	12
14	選定方法	12
15	申請に要する経費	13
16	無効又は失格	13
17	選定結果	13
18	指定管理者の決定	13
19	利益の還元剰余金の取扱いについて	14
20	その他	14
21	添付資料・様式	15
22	指定管理者選定スケジュール（予定）	15
23	問い合わせ先	16

大牟田市都市公園指定管理者募集要項

1 対象施設の概要

- (1) 名 称 諏訪公園
- (2) 所 在 地 大牟田市岬町1番3
- (3) 施設の設置目的

諏訪公園は、平成6年に岬町地区に開園したもので、西側は有明海にそそぐ諏訪川の河口部に面し、東側は市街地に接する3つのゾーンからなる供用面積21.4haの総合公園で、利用者の屋外における休息、鑑賞、遊戯、運動等の多様なニーズに対応した緑のオアシスとしての役割を果たしている。

(4) 施設概要

別紙「大牟田市諏訪公園指定管理者仕様書」（以下「仕様書」という）のとおり。

(5) 収入の実績

指定管理者の収入となる公園利用料金、自主事業等の過去3ヵ年平均

収入実績	令和2年度～4年度	平均3,491千円/年
	令和2年度実績	3,950千円
	令和3年度実績	2,283千円
	令和4年度実績	4,241千円

2 指定管理者が行う管理の基準

(1) 関係法令等の遵守

関係法令、大牟田市都市公園条例（昭和33年条例第1号）及び大牟田市都市公園条例施行規則（平成20年規則第29号）、大牟田市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成24年条例第28号）及び仕様書に定める法令等の規定を遵守すること。

(2) 公園の利用管理

公園利用者が快適かつ安全に利用できるように、公園及び施設を常に良好な状態に管理すること。

(3) 公園管理事務所と受付等窓口の設置

指定管理者の業務については、次の公園管理事務所に受付窓口を設置し実施すること。

所在地 大牟田市岬町1番3 (レクリエーションゾーン エントランス内)

施設等概要 建物：延べ面積 約80㎡ (木造平屋建)

(4) 公園管理事務員の常駐

年末・年始(12月29日～1月3日)を除き、4月～9月は9時から18時まで、10月～3月は9時から17時までを基本として公園管理事務員が公園管理事務所に常駐し、業務を行うこと。ただし、指定管理者による時間の延長はできないものとします。

(5) 個人情報の取扱い

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定に基づき管理運営を行い、個人情報を取り扱う場合は、その取扱いに十分に留意し、漏洩、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理に努め、個人情報を確保するために必要な措置を講じること。

(6) 情報公開

大牟田市情報公開条例(平成15年条例第37号)の規定に準じ、積極的な情報公開に努めること。

(7) 業務の委託

指定管理者は、管理業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはいけません。ただし、あらかじめ大牟田市(以下「市」という。)の承認を受けた場合は、この限りでない。市は、ただし書の規定により承認を行う場合は、条件を付けることがあります。

(8) 情報管理

指定管理者は、管理業務の実施によって直接又は間接に知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。指定期間が満了し、又は指定を取り消された後においても同様とします。

(9) 文書等の管理

指定管理者は、管理業務上作成し又は取得した文書等について適切にファイリングし、保管するものとし、情報公開を行うために必要な処置を講じること。指定管理者は、管理業務上で作成した文書等を定期間終了まで適切に保存、管理すること。また、指定期間終了時に、市の指示に従って保存文書等を引き渡すこと。

(10) 報告書等の提出

指定管理者は、指定期間中、以下の事項について、月・年度ごとに報告書を作成し、市へ提出すること。ただし、市が必要と認めたときは随時報告を求めることがあります。

- ① 施設の利用状況報告書（毎月）
- ② 施設の管理業務の実施報告書（毎月）
- ③ 利用料金及び自主事業収入（毎月）
- ④ 年間事業報告書（年度終了後）
- ⑤ 収支報告書（年度終了後）
- ⑥ その他協定書に定める報告書

なお、市は報告書を確認した結果、適正な管理業務が行われていないと判断した場合、指定管理者に改善の指示等を行うものとします。

(11) 調査への協力

指定管理者は、市から求められたときは、施設、設備及び各種帳簿等の実施調査に協力すること。

なお、市は調査の結果、適正な管理が行われていないと判断した場合、指定管理者に改善の指示等を行います。

(12) 社会的に就労困難な方々への就労の場及び雇用の確保

指定管理者は、障害者の雇用の促進等に関する法律や母子及び寡婦福祉法などの主旨を踏まえて、「仕様書」に定める業務の中で、現在、高齢者、障害者及び母子・寡婦など社会的に就労困難な方々で構成されている団体等に委託している業務については、原則として、引き続きそれらの団体に委託するものとします。

なお、特別な理由によりそれらの団体等との契約が困難な場合は、理由書を提出することにより、上記によらないことができるものとします。

(13) 施設設備及び物品の維持管理

施設設備及び物品について、適切に維持管理を行うこと。

(14) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)への対応

この法律により、民間事業者において障害者に対する「不当な差別的取り扱い」が禁止となるほか、令和6年4月からは「障害者への合理的配慮」について義務が課されることとなる。指定管理者は、民間事業者ではあるが、公の施設の

管理を通じて市民サービスに直結した業務を担っていること等を踏まえると、市に準じた対応を求められるので、「障害を理由とする差別解消の推進に関する大牟田市職員対応要領（平成28年2月）」等に従い、適切に対応すること。

(15) その他

管理の基準に関する細目的事項は、協議の上、大牟田市諏訪公園の管理運営に関する基本協定書（以下「協定書」という。）で定めるものとします。

3 指定管理者が行う業務の範囲

大牟田市都市公園条例、大牟田市都市公園条例施行規則に規定する指定管理者が行う主な業務は、下記のとおりです。

- (1) 公園の行為許可及び利用制限等に関する業務
 - ① 公園施設の行為許可
ただし、テニスコート及び関連倉庫は除く。
 - ② 利用調整（施設案内、利用指導、苦情対応）
 - ③ 利用促進（事業実施、宣伝広報、諏訪公園ホームページの更新等）
 - ④ 災害時等の対応（応急作業）
 - ⑤ 事故・火災の対応（管理者の瑕疵による事故、施設火災）
- (2) 公園の維持管理に関する業務
 - ① 植物管理（樹木、芝生等の維持管理）
 - ② 施設管理（保守管理、維持管理、備品管理、施設修繕）
 - ③ 管理事務所
 - ④ 管理倉庫及び休憩室
- (3) 公園の運営に関する業務
 - ① 売店等の運営
売店等の設置・運営
※売店は最低1ヶ所以上設置するものとします。
 - ② 利用料金等の収納業務
レクリエーショングッズの貸し出しと利用料金等の徴収
 - ③ 集客イベントの開催
 - ④ 諏訪公園の情報発信（掲示板・諏訪公園ホームページ等による）
- (4) その他業務
 - ① 公園施設に関する調査、照会への回答文書の作成及び市への報告
 - ② 指定期間満了に伴う新たな管理者への引き継ぎ
 - ③ 市その他関係機関との連絡調整

- ④ その他、別紙仕様書に定める業務
- (5) その他市長が必要と認める業務

4 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までとする。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

なお、期間終了の1年6ヶ月前の時点において、次の条件を全て満たしている場合に限り、公募を行うことなく令和11年4月1日を始期とする5年の範囲内で指定管理者としての再指定を行うことができるものとします。

- (1) 諏訪公園の設置目的等に変更がないこと。
- (2) 諏訪公園の更新、大規模修繕等想定していなかった大きな環境の変化がないこと。
- (3) 指定管理者の指定期間中の管理運営の状況が良好であると認められること。
- (4) 指定管理者の再指定において市と指定管理者が協定する事項及び指定管理料について、双方が合意できること。
- (5) 指定管理者の再指定について市議会の議決が得られること。

5 応募資格

次の(1)から(10)の要件を満たす法人その他の団体(以下「法人等」という。)であること(個人での申請不可)。この場合において、法人でない団体にあつては、(1)から(4)までについては当該団体の代表者が、(5)から(10)までについては当該団体が、それぞれその要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により、本市の一般競争入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 大牟田市指名停止等措置要綱(平成8年3月1日施行)の定めるところにより、本市から指名競争入札に係る指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 市町村税、都道府県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)、会社更生法(平成14年法律第154号)等に基づく再生、更正等の手続開始の申立てを行っている者(当該再生、更生等の手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (5) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定の取消し(指定の取消しの理由が施設の休止、廃止等の本市又は他の地

方公共団体の事情によるものを除く。)を受けたことがないこと。

(6) 法人等の役員及び構成員に、本市における指定管理者の指定手続においてその公正な執行を妨げた者、又は公正な価格の成立を妨害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者が含まれていないこと。

(7) 次のいずれかに該当する法人等(地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に掲げる者を除く。)でないこと。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団若しくは暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)の統制の下にある法人等

イ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している法人等

ウ 暴力団員及び暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している者が役員及び構成員に含まれている法人等

(8) 法人等の役員及び構成員に市長、副市長、教育長、企業管理者、市議会議員又は地方自治法第180条の5第1項及び第3項に規定する委員会の委員若しくは監査委員が含まれていないこと。

(9) 市内に本店又は主たる事務所を有する法人等であること。

(10) 1.1に定める現地説明会に参加していること。

6 共同企業体による指定申請及びその要件

指定申請は、複数の法人等により共同事業体を結成し、共同事業体としてすることができるものとする。この場合において、共同事業体は次の要件を満たすものでなければならない。

(1) 共同事業体を構成する法人等(以下「構成団体」という。)のうちから当該共同事業体を代表する構成団体を定めていること。

(2) 共同事業体の構成団体に指定申請をしている他の共同事業体の構成団体が含まれていないこと。

(3) 共同事業体の構成団体に指定申請をしている法人等が含まれていないこと。

(4) 共同事業体の全ての構成団体が5(1)から5(8)までに定める指定申請をすることができる法人等の資格を有していること。

(5) 構成団体のうち少なくとも一の法人等が5(9)及び5(10)に定める指定申

請をすることができる法人等の資格を有していること。

(6) 構成団体で協定書等を締結し、代表団体へ必要事項を委任すること。

7 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を市に提出するものとする。なお、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

- (1) 大牟田市都市公園指定管理者指定申請書（様式1）
- (2) 指定管理者の指定の予定期間に属する各年度における諏訪公園の管理に係る「事業計画書」（様式2）及び「収支予算書」（様式3）
- (3) 定款の写し及び登記事項証明書又はこれらに相当する書類
- (4) 指定申請の日の属する事業年度の前3事業年度における法人等の収支決算書、財産目録及び貸借対照表その他の団体の財務状況を明らかにする書類。ただし、指定申請の日の属する事業年度の前事業年度までの事業年度が3年度に満たない法人等にあつては設立時からの収支決算書、財産目録及び貸借対照表又はこれらに類する書類。指定申請の日の属する事業年度に設立された法人等にあつては当該設立時における財産目録又はこれに類する書類
- (5) 指定申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書
- (6) 法人等の役員の名簿及び履歴書
- (7) 法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (8) 現に行っている事業の内容及び実績を記載した書類
- (9) 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
- (10) 納税証明書
 - ア 都道府県税、法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書
 - イ 大牟田市の市税（同市税が課税されていないもので市外に主たる事務所又は事業所を有するものにあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の市町村税）について滞納がないことの証明書
- (11) 共同事業体で申請する場合
 - ① 「共同事業体構成団体届」（様式4-1）

- ②「共同事業体協定書」(様式4-2)
- ③「共同事業体委任状」(様式4-3)
- (12) 申立書(5応募資格(4)民事再生法、会社更生法等に基づく再生・更生の手続開始の申立てを行っていない旨の「申立書」(様式5))
- (13) 「役員等名簿及び照会承諾書」(様式6)及び「誓約書」(様式7)
- (14) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (15) 留意事項
 - ア 正本1部 副本7部(コピー可)とします。
(二穴綴じ・A4ファイルとする。ステイプラー留めは不可)
 - イ 提出された書類の内容を変更することはできません。
 - ウ 指定管理者指定申請書提出後に辞退する場合は、応募辞退届(様式8)を提出してください。

8 事業規模

- (1) 施設管理及び事業に係る経費については、以下の指定管理料上限額以内で申請の際の事業計画書、収支予算書を作成してください。

指定管理料上限額 38,300千円/年(消費税込み)(別表1)

なお、上記金額を上回る提案をした場合は失格とします。

ただし、大牟田市議会において、予算等が否決又は減額された場合は、指定管理料を変更する場合があります、申請時の提案額を下回る場合があります。

- (2) 大牟田市都市公園条例(以下「条例」という。)第3条における行為に対する利用料金は、指定管理者の収入とする(利用料金制)。その際、指定管理者は条例第11条で定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て利用料金を定めるものとします。

- (3) 指定管理料は会計年度(4月1日から翌年の3月31日まで)毎に予算額の範囲内で年4回に分けて支払います。

その他具体的な金額及び支払方法は、公募時に提案された事業計画書や収支予算書の金額に基づき指定管理料と市が協議したうえで、年度ごとに締結する協定で定めます。

なお、消費税の取扱いについては、前項指定管理料の上限には10%を含みます。今後、指定管理期間中に消費税率等が変更となった場合は、別途協議と

します。

(4) 指定管理に係る経理は、その他事業に係る経理と区分して整理してください。

また、管理口座は、原則としてその他事業の口座とは別の口座で管理してください。

9 リスク分担

指定期間内における主なリスク分担については、次の表のとおりとします。これ以外のリスクに関する対応については、別途協議するものとします。

●リスク分担の標準例

リスクの種類	リスクの内容	負担する者		
		市	指定管理者	分担(協議)
応募	応募に関して必要となる費用		○	
税制変更	消費税(地方消費税を含む)率等の変更	○		
	法人税・法人住民税率等の変更		○	
	それ以外で管理運営に影響するもの			○
許認可等	市が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの	○		
	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの		○	
管理運営内容の変更	市の施策による期間中の変更	○		
	指定管理者の発案による期間中の変更			○
市議会の議決	指定の議決が得られないことによる管理運営の開始の延期			○
管理運営の中断・中止	市に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	それ以外のもの			○
利用者等への損害賠償	市に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	市と指定管理者の両者、または被害者・他の第三者等に帰責事由があるもの			○
事業終了時	指定期間の満了又は期間中途における業務の廃止に伴う撤収費用		○	
不可抗力※	不可抗力による施設・設備の復旧費用			○
	不可抗力による管理運営の中断(避難所開設を含む)			○

※ 不可抗力:感染症、豪雨、洪水、高潮、地震、雷、落盤、火災、テロ、暴動、ストライキなど

10 指定管理者募集要項等の公表及び配布時期

指定管理者募集要項及び関係資料は、令和5年8月1日（火）より大牟田市ホームページ上で公表します。

なお、大牟田市都市整備部都市計画・公園課の窓口においても、令和5年8月1日（火）から同年9月19日（火）（午前8時30分から午後5時15分）まで配布します。（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）を除く。）

11 現地説明会の実施

現地説明会を次により開催します。申請を予定されている場合は、必ず参加してください。参加を希望される場合は、法人等の名称及び参加する方の氏名をあらかじめ連絡してください。

(1) 開催日時 令和5年8月22日（火）

時間については、8月17日（木）以降に連絡します。

(2) 開催場所 諏訪公園レクリエーションゾーン 諏訪公園管理事務所

(3) 参加者数 一の法人等又は共同事業体につき2名以内

(4) 申込方法 令和5年8月17日（木）午後5時15分までに、「現地説明会参加申込書」（様式9）に必要事項を記入の上、大牟田市都市整備部都市計画・公園課へ持参し、又はファクス若しくは電子メールで提出してください。なお、持参による場合は、日曜日、土曜日及び祝日法による休日を除く午前8時30分から午後5時15分までとします。

(5) 提出先

大牟田市都市整備部都市計画・公園課公園担当（市役所企業局庁舎4階）

FAX：0944-41-2795

メールアドレス：e-toshi-kouen01@city.omuta.fukuoka.jp

12 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問がある場合は、次のとおり受付けます。

(1) 受付期間 令和5年8月24日（木）から同月30日（水）まで

(2) 受付方法 大牟田市都市整備部都市計画・公園課へ「質問票」（様式10）を持参し、又はファクス若しくは電子メールで提出してください。なお、持参による場合は、日曜及び土曜日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

とします。

※電話や口頭による問合せについてはお受けできません。

(3) 提出先 大牟田市都市整備部都市計画・公園課

FAX : 0944-41-2795

メールアドレス : e-toshi-kouen01@city.omuta.fukuoka.jp

(4) 回答方法 回答可能な質問に対し、大牟田市公式ホームページ上に、令和5年9月5日(火)までに回答を掲載します。

1.3 指定申請の方法、期間及び提出先

(1) 提出方法 大牟田市都市公園条例施行規則第23条各号に掲げる書類を添えて、大牟田市都市整備部都市計画・公園課へ持参し、又は郵送すること。

(2) 提出期間 令和5年9月11日(月)から同月19日(火)まで。なお、持参する場合における指定管理者申請の受付は、日曜日、土曜日及び祝日法による休日を除く午前8時30分から午後5時15分までとし、郵送する場合は書留郵便で当該期間に必着とします。

※電子メール、ファクスでの提出は認めません。

(3) 提出先 大牟田市都市整備部 都市計画・公園課

〒836-8666 大牟田市有明町2丁目3番地

1.4 選定方法

指定管理者(候補団体)については、申請団体から提案いただいた内容で、大牟田市附属機関設置条例に基づいて設置された「大牟田市都市整備部指定管理者候補者選定委員会」に対してプレゼンテーションを踏まえ選定します。

(1) プレゼンテーション

出席者は、1申請団体につき、2名までとします。

日時、場所については、10月を予定していますが、詳細については申請団体に後日連絡します。

申請団体が多数の場合、大牟田市都市整備部指定管理者候補者選定委員会による書類審査を行い、提案及び面接を実施する団体の絞込みを行うことがあります。

(2) 選定基準

評価は「大牟田市都市公園指定管理者選定基準」（別表2）に基づき採点します。各委員がそれぞれ審査した採点結果において、配点合計を6割以上とした委員が過半数であり、かつ総得点が、6割を超えた団体の中で最高得点団体を選定します。

（3）次候補者の繰上げ

選定後、指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、指定管理者に指定しないことがあります。この場合及び指定管理候補者側が業務を実施できない事態となった場合、第2順位の提案者を第1順位に繰り上げて指定管理者候補とし、また、同時に第3順位の提案者を第2順位に繰り上げることがあります。

15 申請に要する経費

申請に要する経費は、全て申請者の負担とします。

16 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となる場合があります。

- （1）申請書の提出方法、提出先、提出期限等が守られなかった場合
- （2）記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- （3）申請書に記載すべき事項以外の内容を記載した場合
- （4）虚偽の内容を記載した場合
- （5）選定結果を通知するまでの間に選定委員、大牟田市職員及び本件関係者に対して適正な選定を阻害するおそれのある接触行為の事実が認められた場合
- （6）本要項中の「2 指定管理者が行う管理の基準」を満たしていない場合
- （7）その他、応募資格に適しない場合

17 選定結果

結果については、各申請者にて文書で通知するとともに、大牟田市公式ホームページにおいて公表します。URL <https://www.city.omuta.lg.jp>

18 指定管理者の決定

指定管理者は、令和5年12月大牟田市議会の議決を経て決定（指定）される

予定です。

19 利益の還元剰余金の取扱いについて

指定管理者業務の実施により利益を得た場合、当該は管理者の経営努力によるものである一方、公共財産施設運営から生まれたものでもあります。したがって、計画を大きく超える利益が出た場合は、その一部を市民に還元することも必要であり、以下のとおり利益の還元をお願いしています。なお、決算により損失が生じた場合は、市がこれを補填することはありません（9リスク分担で規定する負担を除く。）。

(1) 還元額

指定管理者は、原則として、一事業年度において剰余金が生じ、当該年度の利用料が計画額の1.5倍を超えた場合は、その超過額の100分の50の額（一万円未満を切り捨てた額）に相当する額を市に還元するものとします。

(2) 利益の還元方法について

利益の還元方法は、施設利用者の安全性、快適性という観点から、以下の選択肢のなかから市と指定管理者と協議し、1つ又は複数の方法を選択して市に還元するものとします。

ア. 施設の安全性につながる修繕及び工事

イ. 施設利用者の要望を踏まえた備品の設置及び更新

20 その他

(1) 提出書類はお返しできません。

(2) 提出された書類は、必要に応じ複写します（使用は市役所内及び候補者選定委員会での検討に限ります。）。

(3) 提出された書類は、情報公開の請求により公開することがあります。

(4) 大牟田市が提供する資料は、申請に係る検討以外の目的に使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了解を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示することを禁じます。

(5) 指定管理者に指定された場合、指定管理期間中各年度の決算書や財務諸表などの経営状況が把握できる資料を提出していただきます。

(6) 現地説明会参加申込書及び質問票をファクス又は電子メールで送付された方は、送信状況を電話にて確認してください。

2 1 添付資料・様式

- (1) 大牟田市都市公園指定管理者指定申請書 (様式 1)
- (2) 大牟田市諏訪公園指定管理者事業計画書 (様式 2)
- (3) 収支予算書 (様式 3)
- (4) 共同事業体構成団体届 (様式 4-1)
共同事業体協定書 (様式 4-2)
共同事業体委任状 (様式 4-3)
- (5) 申立書 (様式 5)
- (6) 役員等名簿及び照会承諾書 (様式 6)
- (7) 誓約書 (様式 7)
- (8) 応募辞退届 (様式 8)
- (9) 現地説明会参加申込書 (様式 9)
- (8) 質問票 (様式 10)
- (11) 大牟田市諏訪公園指定管理者仕様書
- (12) 【参考】指定管理委託料の内訳 (別表 1)
- (13) 大牟田市都市公園指定管理者選定基準 (別表 2)

2 2 指定管理者選定スケジュール (予定)

- | | |
|-----------------------|--|
| (1) 募集要項の配布 | 令和 5 年 8 月 1 日 (火) から 9 月 19 日 (火) まで |
| (2) 現地説明会受付 | 令和 5 年 8 月 1 日 (火) から 8 月 17 日 (木) まで |
| (3) 現地説明会 | 令和 5 年 8 月 22 日 (火) |
| (4) 質問受付 | 令和 5 年 8 月 24 日 (木) から 8 月 30 日 (水) まで |
| (5) 質問回答 | 令和 5 年 9 月 5 日 (火) |
| (6) 申請受付 | 令和 5 年 9 月 11 日 (月) から 9 月 19 日 (火) まで |
| (7) 選定 (プレゼンテーション含む。) | 令和 5 年 10 月 |
| (8) 選定結果の通知 | 令和 5 年 11 月下旬 |
| (9) 指定議案の議決 | 令和 5 年 12 月議会に提案 |
| (10) 指定の公告 | 令和 5 年 12 月下旬 |
| (11) 協定書締結 | 令和 6 年 3 月 |

23 問い合わせ先

〒836-8666

大牟田市有明町2丁目3番地

大牟田市都市整備部都市計画・公園課（市役所企業局庁舎4階）

担当：吉田、江口

電話：0944-41-2782

FAX：0944-41-2795

メールアドレス：e-toshi-kouen01@city.omuta.fukuoka.jp